

# 北宋天聖令による唐喪葬令復原研究の再検討

—— 条文排列を中心に ——

稲田奈津子

はじめに

日本令の母法である唐令はすでに散逸し、断片的な逸文によってのみ、その内容を知ることができる。こうした逸文を集成し唐令を復原する試みは、仁井田陞『唐令拾遺』や仁井田陞著・池田温編集代表『唐令拾遺補』<sup>(1)</sup>といった大著に結実しており、この両書に依拠して唐代法制史研究や日唐令の比較研究が進められてきた。ところが一九九九年、戴建国氏が中国寧波の天一閣博物館に所蔵される明抄本「官品令」が、実は北宋天聖令の残本であることを発見・報告し<sup>(2)</sup>、唐令復原研究は新たな段階を迎えることになった。

天聖令は、北宋の仁宗天聖七年(一〇二九)に完成し、十年に施行されたが、その編修方針は「凡取唐令為本、先拳見行者、因其旧文、參以新制定之。其今不行者亦随存焉」とされ<sup>(3)</sup>、「唐令のうち今も実用されている部分については努めて原文を生かしながら些少の手を加えて時代に適合せしめ、すでに死文と化している部分は敢えて削除もせずそのままとするという方針で行われた」<sup>(4)</sup>。そのため今回発見された史料にも、天聖令本文(以下、宋令)とともに、天聖令制定に利用されなかった唐令

(以下、不行唐令)が残されており、宋令の改修を経てなお唐令の全貌を窺うことのできる、一級史料となっている。

本史料は天聖令全三〇巻の末尾一〇巻分であり、田令・賦役令・倉庫令・廩牧令・関市令・捕亡令・医疾令・仮寧令・獄官令・營繕令・喪葬令・雑令の一二篇目(宋令二九三条、不行唐令二二一条)を収載する。発見者である戴氏によって、田令・賦役令・捕亡令など一部の篇目については徐々にその内容が公表されたものの、それ以外の篇目については公表が遅れていた。ところが二〇〇六年十一月、天一閣博物館・中国社会科学院歴史研究所天聖令整理課題組校証『天一閣藏明鈔本天聖令校証附唐令復原研究』(以下、『天聖令校証』)が刊行され、発見から七年以上を経て、ようやくその全貌が明らかとなったのである。

『天聖令校証』は、本史料の影印を掲載し、その校訂を施して(校録本)、天聖令のテキストを確定している(清本)。ついで宋令・不行唐令を踏まえた唐令復原案が提示される(唐令復原研究)。喪葬令については呉麗娛氏が担当されており、詳細な検討の上に唐令復原案を作成されている<sup>(5)</sup>。本書によると、喪葬令は冒頭に「喪葬令卷第二十九 喪服年月」<sup>(6)</sup>とあり、宋令三三条、不行唐令五条、および「喪服年月」に関する

記述が附載されている。「喪服年月」が附載されている事実については、すでに戴氏によって報告されており、筆者も日本令における礼制受容のあり方を論じるなかで触れたことがあるが、それ以外の情報についてはこれまで全く知られていなかった。

唐喪葬令の復原研究としては、池田温「唐・日喪葬令の一考察―條文排列の相異を中心として―」があり、その成果は『唐令拾遺補』に反映されている。筆者もこれまで喪葬令に関する検討を進めてきたが、今回の天聖令の公表により、私見の確認された点、修正すべき点などが明らかになった。また従来全く知られていなかった内容の条文も多数発見され、唐令復原研究の大幅な進展が期待できる一方で、日本令との比較という研究手法について、再考を迫られることにもなった。

今回は、個々の条文について詳細な検討を加えるには至っていないが、呉氏の復原唐令排列への疑問を中心に、旧稿の修正すべき点などについても論じていきたい。

#### 一 復原唐令の排列

表1は、呉氏による復原唐令の排列案をまとめたものである。<sup>(1)</sup>復原唐令の条文番号と復原根拠となっている天聖令、『唐令拾遺(補)』の復原案、養老令の各条文番号を記し、最後に呉氏による内容説明を掲載した。『天聖令校証』の基本方針として、唐令の復原にあたっては天聖令の条文排列をなるべく生かすよう配慮され、末尾に付された不行唐令も宋令の排列の中に入れ込む形で復原されている。呉氏による喪葬令の唐令復原においても、基本的にはこの方針が守られている。

表1を見ると、天聖令の排列は養老令の排列と見事に一致しており、日本令が唐令をそのままの条文排列で継受していたことは明白である。したがって養老令の排列を重視した『唐令拾遺』の方針は正しかったこ

とになる。一方で、池田氏による排列案のうち、「日本の唐令継受に際し意を以て修正を施した」可能性を考慮して、内容の軽重や儀礼段階によって『唐令拾遺』の排列を改めた部分については、結果的に誤っていたことが判明した。<sup>(2)</sup>このことにより、条文排列の相違から日唐令の特質を読み取ることのできる可能性は低くなった。

前述のように、基本的に天聖令の排列に従っている呉氏復原唐令排列案であるが、部分的に条文内容によって天聖令の排列を大幅に改めている点がある(表1の濃い網掛け部分)。私見では、条文内容を踏まえても、天聖令の排列を生かした唐令復原が可能と考えており、表2のような復原排列案を考えている。表3は、表2の排列案に従い、天聖令・『唐令拾遺(補)』・養老令の本文を掲げ、対応関係を示した。以下、問題点を個別に検討していきたい。<sup>(3)</sup>

#### 1 奏聞規定(宋5・宋10・宋11―復原6・復原7)

呉氏復原唐令排列では、宋10・宋11が宋4と宋5の間に挿入されている(表1参照)。これは呉氏が、宋5の規定内容(官人が親族を亡くしたり自身が死亡した場合に、そのことを奏聞すること。同官司の人々は会葬し、勅葬の場合は監護官人を派遣すること)と、宋10・宋11が関連すると考え、これらを総合して復原6・復原7を作成したためである。復原6・復原7および宋5・宋10・宋11は以下のようになっている。

復原6 (a)諸京官職事三品以上、散官二品以上、遭祖父母喪、

京官四品、遭父母喪、都督刺史並内外職事、若散官、以理去官、五品以上、在〔阿?〕京薨卒者、及五品之官身死王事者、(b)並奏聞。

(c)在京從本司奏、在外及無本司者、從所屬州府奏。(d)將葬、皆

祭以少牢、司儀率齋郎、執俎豆以往。三品以上贈以束帛、一品加乘馬。既引、又遣使贈於郭門之外、皆以束帛、一品加璧。

復原7 諸百官在職薨卒者、当司分番會喪。其詔喪大臣、一品則鴻

表1 吳麗娛氏復原唐令排列表

復原唐令	天聖令	唐令拾遺(補)	養老令	内容	
1	宋1		1	諸陵	先代帝王陵
2	宋2	一(二四)			先皇陵
3		二(二三)			功臣密戚陪陵
4	宋3	三(一)	2	皇帝以下孿哀	皇帝以下孿哀
5	宋4	四(二)			皇帝皇太子臨臣之喪服哀
6	宋10	五(八)	3	皇帝以下孿哀臨喪吊贈	在京三品五品以上喪事奏聞遣使吊
	宋11				
7	宋5	六(三)	4		在職薨卒會喪及詔葬示礼制
8	唐1				皇家諸親喪賻物
9	宋6	八(四)	5	贈賻與官給	百官薨卒賻物
10		補三(二二)			百官薨卒喪葬應官供者上尚書省
11	宋7	九(五)	6		賻物兩給者從多
12	宋8			諸贈官賻同正官物等	
13	宋9	補一(六)			賜物及粟出所在倉庫
14	唐2	一〇乙(七)	7		使人身喪給殯殮調度
	宋30				
15	宋12	補二(二一)			致仕薨卒吊祭賻物依見任官
16	宋13	七(九)		殯服與送葬器物	以理去職薨卒斂服
17	宋14	一一(一一)			重懸高
18	宋15	一二(一二)			銘旌
19	宋16	一三(一三)	8		輜車
20	宋17				引披鐸鬃挽歌
21	宋18	一四(一四)			方相魁頭
22	宋19				藏帳
23		一五(一五)			明器
24	唐3	一六(一六)			薨卒送喪吊祭物官借
25	宋21	一七(一八)		葬制	葬禁石棺槨等
26	宋22				擬諡
27	唐4	附録(一七)	9		禁京城七里內葬埋
28	唐5				庶人以上在城有宅入屍柩
29	宋24		10	百官墓田	
30	宋25	一八(一九)		墓域門及四隅立土墩	
31	宋23	一九(二〇)	11		五品已上葬給營墓夫
32	宋26	二〇(二五)	12		立碑碣
33	宋27	二一(二九)	13	其他	身喪戶絶
34	宋28				三年及非喪不數閏
35	宋29	二二(一〇)	14		暑月給冰
36	宋31	二三(二七)	15		百官終稱薨卒死
	宋32				
37	宋33	二四(二八)	16		喪葬不能備礼
附	附1		17	附録	服紀
	附2				
	附3				
	附4				
	附5				
	附6				
	附7				
	附8				
	附9				
	附10				

註1 「復原唐令」欄の条文番号は、吳氏が実際に復原されている復原唐令の番号と一致する。  
 註2 「天聖令」欄の「宋〇」は天聖令本文の条文番号を示す。「唐〇」は不行唐令の条文番号を示す。薄い網掛けは不行唐令を、濃い網掛けは天聖令の排列を動かしている部分を示す。  
 註3 「唐令拾遺(補)」欄では、『唐令拾遺』の条文番号を示し、『唐令拾遺補』の条文番号は( )内に示す。ただし「補〇」は『唐令拾遺補』で補われた条文である。  
 註4 「内容」欄は、吳氏による復原唐令の内容説明を転記している。

表2 稲田復原唐令排列表

復原唐令	天聖令	唐令拾遺(補)	養老令	内 容	
[1]	宋1		1	王陵	王陵での耕牧樵採の禁止
[2]	宋2	一(二四)			王陵付近での埋葬禁止
[3]		二(二三)			陪葬
[4]	宋3	三(一)	2	皇帝	皇帝・皇太后・皇后・皇太子による挙哀
[5]	宋4	四(二)			皇帝・皇太子の臣下に対する臨喪服
[6]	宋5				3
		六(三)			4
[7]	唐1		5	賻物	皇家諸親への賻物支給量
[8]	宋6	八(四)			賻物の奏聞・支給
		補三(二二)			賻物支給は多きに従う
[9]	宋7	九(五)			贈官の賻物・供葬具支給は贈官品に従う
[10]	宋8				賻物は所在の倉庫から出給する
[11]	宋9	補一(六)			7
[12]	宋10	五(八)	官人の遭喪・死亡時の奏聞手続き		
[13]	宋11		致仕者への弔祭賻物支給と柩送還		
[14]	宋12	補二(二一)	使人への殯斂調度支給と柩送還		
[15]	唐2	一〇乙(七)	以理去官者と婦人の斂服		
[16]	宋13	七(九)	重		
[17]	宋14	一一(一一)	銘旌		
[18]	宋15	一二(一二)	輜車		
[19]	宋16	一三(一三)	引・披・鐸・鬘・挽歌		
[20]	宋17	一四(一四)	方相・魁頭		
[21]	宋18		藁		
[22]	宋19		明器		
[23]		一五(一五)	8	喪葬儀礼	官人と内外命婦への鹵簿貸出
[24]	唐3	一六(一六)			棺槨
[25]	宋20				贈諡
[26]	宋21	一七(一八)			勅葬と官給
[27]	宋22				京城周辺での埋葬禁止
[28]	唐4	附録(一七)	9		城内への柩搬入
[29]	唐5				墳墓の規模
[30]	宋23				墳墓の施設
[31]	宋24	一八(一九)	10		営墓夫
[32]	宋25				碑碣
[33]	宋26	一九(二〇)	11	その他	絶戸の財産処分
[34]	宋27	二〇(二五)			閏月
[35]	宋28				水の支給
[36]	宋29	二二(一〇)			任地で没した官人の柩送還
[37]	宋30				薨・卒・死の区別
[38]	宋31	二三(二七)			詔聘官
[39]	宋32				貴賤の備礼
[40]	宋33	二四(二八)			14
〔附〕	附1		17	服紀	齊衰三年
	附2				齊衰杖舄
	附3				齊衰舄
	附4				齊衰五月
	附5				齊衰三月
	附6				大功九月
	附7				小功五月
	附8				總麻三月
	附9				三瘍
	附10				

註1 「復原唐令」欄の条文番号〔〇〕は、稲田による排列案であり、唐令本文の復原案は未作成である。  
 註2 「天聖令」欄の「宋〇」は天聖令本文の条文番号を、「唐〇」は不行唐令の条文番号を示す。薄い網掛けは不行唐令を示す。  
 註3 「唐令拾遺(補)」欄では、『唐令拾遺』の条文番号を示し、『唐令拾遺補』の条文番号は( )内に示す。ただし「補〇」は『唐令拾遺補』で補われた条文である。  
 註4 「内容」欄は、稲田による天聖令(または復原唐令)の内容説明である。

臚脚監護喪事。二品則少卿、三品丞一人往、皆命司儀令以示礼制。

宋5 諸内外文武官遭祖父母喪、及以理去官或「致仕？」身喪者、並奏。百官在職薨卒者、当司分番会哀、同設一祭。其在京薨卒應勅葬者、鴻臚脚監護喪事、(卿闕則以它官撰。)司儀令示礼制。(今以太常礼院礼直官撰。)

宋10 諸一品二品喪、勅備本品鹵簿送殯者、以少牢贈祭於都城外、加璧、束帛深青三、纁二。

宋11 諸五品以上薨卒及遭喪應合吊祭者、在京從本司奏。在外及無本司者、從所屬州府奏。

呉氏がどのように復原6・復原7を作成したのか、呉氏自身は詳しくは解説されていないので、以下でその思考過程を追ってみた。まず呉氏の念頭にあったのは、養老令の対応条文の存在である。

養3 凡京官三位以上、遭祖父母父母及妻喪、四位遭父母喪、五位以上身喪、並奏聞、遣使弔。(殯斂之事、並從別式。)

養4 凡百官在職薨卒、当司分番会喪。親王及太政大臣、散一位、治部大輔監護喪事。左右大臣及散二位、治部少輔監護。三位、治部丞監護。三位以上及皇親、皆土部示礼制。(内親王、女王及内命婦亦准此。)

養4は、明らかに宋5の後半部分に対応しているが、『唐令拾遺(補)』では養4の対応条文として、拾遺六を復原している。

拾遺六(開七) 諸詔喪大臣一品、則鴻臚脚監護其喪事。二品則少卿、三品丞一人往、皆命司儀示以制。五品已上薨卒及三品已上有周已上親喪者、皆示其礼制。

そこでまず呉氏は、宋5の後半部分を分離して、拾遺六を参考に復原7を作成したのであろう。その際、拾遺六では復原されていなかった「会喪(会哀)」規定についても、養4を根拠に復原している。

つぎに、残った宋5の前半部分について、同じく奏聞を規定している養3との対応が考えられる。ここで『唐令拾遺(補)』を参照すると、養3に対応する唐令として拾遺五が提示されている。

拾遺五(開七) (開二五) 諸京官職事三品已上、散官二品已上、遭祖父母喪、京官四品及都督刺史、並内外職事、若散官、以理去官、五品已上、在京薨卒、及五品之官、身死王事者、將葬、皆祭以少牢。司儀率翕郎、執俎豆以往。三品已上贈以束帛、一品加乘馬。既引、又遣使贈於郭門之外、皆以束帛、一品加璧。

拾遺五の前半部分(「將葬」以下の贈祭が発生する条件)は、確かに養3の前半部分(奏聞義務の発生する条件)と構造が似ている。しかし後半の贈祭を規定する部分は、宋5ではなく宋10に対応しているようである。そこで、宋5と宋10は、唐令では養3に対応するひとつの条文であったと推測し、拾遺五の前半と後半の間に奏聞規定を挿入することで、(a)規定の対象(養3・拾遺五)、(b)奏聞(宋5・養3)、(d)贈祭(宋10・拾遺五)という、三つの部分からなる一条としてまとめあげたのである。さらに弔祭すべき官人の薨卒・遭喪の奏聞方法を規定した宋11も、奏聞に関する細則ということで、奏聞規定に続けて(c)註として組み入れられ、こうした複雑な操作の結果、復原6が作成されているのである。

ところで、呉氏の復原を複雑にした一番の原因とも言える、『唐令拾遺(補)』に提示された拾遺五と養3との対応関係については、旧稿においてすでに検討し、その対応を否定している。<sup>19)</sup> 上述のように、条文前半の対象者を定めた部分は確かに似ているのであるが、後半の内容は全く異なっており、拾遺五は贈祭、具体的には遺奠(死者に食事を供える儀式)と贈(死者に束帛等を贈る儀式)について、養3は奏聞・遣使弔について定めている。呉氏の見解に従えば、これらはともに復原6の一部を抜き出した結果と理解されるのであろうが、全く性格の異なるこれ

らの内容を一条にまとめて立案する必要性が説明できない。

旧稿で指摘したとおり、拾遺五と養3の前半部分は、いずれも対象者を基本的に京官に限定している点特徴的である。このことは、拾遺五が死者への物品支給に関する規定であることを考慮すれば、その範囲を京内に留める理由は理解できる。しかし唐では奏聞が京官に限定されていたとは考えられない。一方、日本令で養3が奏聞を京官に限定しているのは問題である。おそらくこれは、奏聞・遣使弔を氏族の有力者に対して実施するという、従来の伝統を維持するために創出した規定であり、日本令を作成する段階で、拾遺五の贈祭規定の対象者部分を利用し、養3の奏聞規定につなげる工夫がなされたのであろう。日本令では、贈祭規定のような中国の伝統的で整備された儀礼を受容するまでには至っておらず、拾遺五の対応条文を作成するつもりはなかったが、京官に限定する対象者設定に価値を見出して、これを利用したのであろう。

そもそも、呉氏が細則規定として復原6に組み入れている宋11を見ると、奏聞方法について「京に在らば本司より奏せ。外に在る、及び本司無きは、所屬の州府より奏せ」とあり、奏聞を京官に限定していなかったことは明白である。復原6の中ですでに矛盾が生じているのであり、贈祭規定の対象者を奏聞規定の対象者として読み替えるのは不可能である。

やはり、宋5・宋10・宋11は、それぞれ別条として復原唐令を考える必要がある、その排列もあえて天聖令の排列を動かさずとも、十分に理解できよう(表2参照)。宋3・宋5は、死亡報告を受けた皇帝側の対応に関する規定が並び、ついで唐1・宋6・宋9で贈物(喪家を助けるためにおくられる品)に関する規定が、さらに宋10・宋12・唐2では、その他の雑支給に関する規定が並んでいる。宋10は贈祭という支給について、宋11は支給の前提となる奏聞方法について述べているのであり、

排列に不自然はなからう。

以上を踏まえて、あらためて宋5について検討してみたい。

宋5 (e)諸内外文武官遭祖父母喪、及以理去官或(致仕?)身喪者、並奏。(f)百官在職薨卒者、当司分番会哀、同設一祭。(g)其在京薨卒必勅葬者、鴻臚卿監護喪事、(卿闕則以它官撰。)司儀令示礼制。(今以太常礼院礼直官撰。)

(e)部分は、奏聞義務の発生する条件を規定している。「(致仕?)」は呉氏による意補であるが、致仕者については、宋12に弔祭・贈物は現任官の例に依れとの規定が存在するので、意補は不要であらう。旧稿では、『唐令拾遺(補)』の復原唐令に奏聞規定が見えなかったことから、奏聞の対象者は拾遺三(宋3に対応)の拳哀の対象者と重なるのであり、奏聞を規定する独立条文は存在しないと推測した<sup>(17)</sup>。しかしこの点については、今回の天聖令公表により、宋5に奏聞の対象範囲、宋11に奏聞の手続きについての規定が存在することが明らかになったので、唐令にも奏聞規定は存在したと訂正しなければならぬ。

(f)部分について、旧稿では拾遺六と養4とを比較し、養4の「百官在職薨卒当司分番会喪」は日本独自の規定であって、令制以前の氏族制的要素を示していると論じたが、今回、宋5にほぼ同文が存在することが判明した。そもそも『慶元條法事類』巻七七服制門に、「諸命官在職身亡、聽於公廨官殮、唯避序事。本司官分番会哀、同設壹祭」とあり、すでに池田氏によって日本令との関係を指摘されていたのを見逃していたのである。この点も修正せねばならない。<sup>(補註1)</sup>

2 使人への喪葬調度支給(宋30・唐2―復原14)  
養7は、征行に従った官人および使人が、派遣先で死亡した場合に、殯斂調度を支給する規定である。

養7 凡官人從征從行、及使人所在身喪、皆給殯斂調度。

本条について旧稿では、「集解諸説より日本では本条が拡大解釈され、外官一般に対しても支給が行われるべきとされ」たとした。<sup>(20)</sup>天聖令では、唐2が使人への殯斂調度支給等を規定しており、養7と基本的に対応している。

唐2 諸使人所在身喪、皆給殯斂調度、造輿、差夫遞送至家。其爵一品、職事及散官五品以上馬輿、餘皆驢輿。有水路処給紅、其物並所在公給、仍申報所遣之司。

一方で、集解諸説の拡大解釈と考えた外官への殯斂調度支給について、宋30が対応しているように見える。

宋30 諸在任官身喪、聽於公廨内棺斂、不得在序事。其屍柩家屬並給公人送還。其川峽、広南、福建等路死於任者、其家資物色官為檢録、選本処人員護送還家。官賜錢十千、仍拋口給倉券、到日停支。  
〈以理解替後身亡者、亦同〉

この点について呉氏は、唐律疏義や令集解が外官への支給に関して議論する中では、公使の例に比附されたり、雑令が引用されるのみで、宋30に対応する外官支給規定は引用されていないことから、宋30は唐令としては復原できないと論じている。<sup>(21)</sup>私見でも、旧稿での想定と変わらず、外官への殯斂調度支給規定としての宋30対応唐令は、やはり存在しないと考える。

しかし、宋30を宋令で新たに加えられた条文と判断してしまうこともできまい。宋30は、殯斂調度支給以外にも、公廨内での棺斂の許可、柩の送還などの要素を含んでおり、具体的地名を挙げる点など宋令段階での大幅な改変の痕跡は見られるものの、唐令に遡る要素が存在する可能性は残る。宋30に対応する唐令が存在したとする場合、排列位置は宋30本来の雑多な規定が並べられる中にあっても問題なからう。唐2の対応唐令の位置については、宋11と宋12には共通の字句も多く連続する内容

であり、また宋13以降は喪葬儀礼の進行に沿った一連の規定が並ぶことから、養老令排列を尊重すると、宋9と宋10の間、または宋12と宋13の間が考えられるが、さしあたり後者をとっておきたい。

### 3 勅葬と官給(宋23―復原31)

宋23は、勅葬に際して必要な物資・労働力を官給する規定である。

宋23 諸心宗室、皇親及臣僚等勅葬者、所須及賜人徒、並從官給。呉氏は本条を、營墓夫の支給に関する拾遺一九(養11)に対応するとされるが、これは対応していない。天聖令には確認できないものの、拾遺一九(養11)に相当する、勅葬か否かに拘らず品階に応じて營墓夫を支給する規定を、宋25と宋26の間に復原することは可能であろう。

旧稿では、拾遺六冒頭の「詔喪大臣」の語句に注目し、「詔喪」について検討した。<sup>(22)</sup>そこでは『宋史』礼志などを参考に、「詔喪」とは「故人の恩義に答えるため、特別に詔して勅使を派遣して喪事を監護し、喪葬の費用は官より支給することで、故人の身分に合った『礼を備える』ことであり、詔喪の対象外となった近臣・職事官には、代わりに賻物が支給された」と論じた。今回、宋23規定の存在が明らかになったことにより、勅葬(＝詔喪)の場合に官給がおこなわれるという事実が確認された。<sup>(23)</sup>

宋23の排列位置は、宋22までの喪(死亡から埋葬直前までの喪葬儀礼段階)規定が終わった部分に相当し、そこに列記された品々を勅葬の場合に支給することを述べており、対応唐令も同箇所に排列して問題なからう。

## 二 唐令復原の問題点

本章では、条文排列以外の唐令復原に関する問題点について、個別に検討していきたい。

## 1 皇親への贈物支給（唐1）

旧稿では、贈物支給に関する養5と拾遺八とを比較して、日本令に存在する皇親に関する規定が復旧唐令に見えないことから、唐令には存在しない皇親への支給規定を日本令で加えていると指摘した<sup>(24)</sup>。しかし唐1によって、皇親への贈物支給も、官人への支給量をもとに規定していることが判明した。

唐1 皇家諸親喪贈物、皇帝本服、準一品。本服大功、准二品。

本服小功及皇太后本服、準三品。皇帝本服總麻、皇太后本服大功、皇后本服、皇太子妃父母、準四品。皇帝本服袒免、皇太后本服小功、皇后本服大功、皇太子妃本服、準四品。皇太后本服總麻、皇后本服小功、準五品。皇后本服總麻、準五品。若官爵高者、従高。無服之殤、並不給。其準一品給贈物者、並依職事品。

旧稿ではあわせて、その他の支給関連条文でも皇親規定を日本令で新たに加えていると論じたが、上記の宋23の勅葬・官給規定により、個々の条文に記載がなくとも、皇親支給が想定されていたことが明らかとなった（ただし勅葬を前提とする点で、日本とは待遇が異なる）。唐喪葬令は君臣関係を重視した規定であって、皇親規定は存在しないと考えていたが、これは皇親について集約して規定した宋23対応唐令が確認できなかったからに過ぎず、訂正せねばならない。

## 2 都城付近での埋葬禁止（唐4）

都城周辺や道路側近での埋葬を禁止する養9について、条文内で使用されている語句に注目して分析をおこなない、対応唐令には「皇都」「七里」「大路」の語句が使用されていたはずであるとの想定をしたことがある<sup>(25)</sup>。今回公表された唐4では、「七里」は存在したものの、「皇都」ではなく「京城」と記され、また「大路」はそもそも道路側近での埋葬禁止規定が存在しなかった。

## 唐4 諸去京城七里内、不得葬埋。

したがって現状では、道路側近での埋葬禁止規定は日本独自の規定であり、「大路」は山陽道のことと、蕃客の往来を意識した規定であると和田萃氏の説を妥当とすべきであろう<sup>(26)</sup>。

## 3 斂服（宋13）

斂服に関する規定として、拾遺七は「唐六典」によって以下のように復原している。

拾遺七（開七）（開二五） 諸百官以理去職、而薨卒者、聽斂以本官之服。無官者、介幘單衣。婦人有官品者、亦以其服斂。（応珮者、皆用蠟代玉。）

ところで『通典』卷八四小斂には、「大唐元陵儀注」に続けて次の文章が見える。

其百官以理去職而薨卒者、聽斂以本官之服。無官者介幘單衣。婦人有官品、亦以其服斂。（応珮者、皆用蠟代玉、禁以金玉珠寶而斂也。）『通典』同卷に「隋開皇初：内不得置金銀珠玉」とあることに注目すれば、これが『唐六典』以外を典拠とした唐令逸文であり、唐令復原に「禁以金玉珠寶而斂也」の部分を補える可能性があると指摘したことが<sup>(27)</sup>ある。

しかし、拾遺七に対応する宋13をみると、『唐六典』と同様に「禁以金玉珠寶而斂也」の部分は存在していない。

宋13 諸官人以理去官身喪者、聽斂以本官之服。無官者、斂以時服。婦人有官品者、亦以其服斂。（応珮者、皆以蠟代玉。）

「禁以金玉珠寶而斂也」に似た内容は、埋葬時の柩について述べた宋21に見えるものの、『通典』や拾遺七・宋13の小斂時とは儀礼段階が異なっている。あるいは埋葬時の要素が『通典』の小斂記事に紛れ込んだとも考えられるが、未詳である。

#### 4 その他

天聖令によって全く新たに内容が知られた条文には、以下のようなものがある。

・ 贈官の賻物・供葬具支給は贈官品に從う(宋8)

・ 贈諡(宋22)

・ 勅葬と官給(宋23)

・ 閏月(宋28)

・ 任地で没した官人の柩送還(宋30)

・ 詔聘官(宋32)

・ 城内への柩搬入(唐5)

一方、唐令や天聖令での存在が推測されるにもかかわらず、天聖令に(不行唐令としても)存在しない条文としては、以下のようなものがある。天聖令編纂時の遺漏、または天一閣本に脱条がある可能性も考慮する必要がある。

・ 明器(拾遺一五)：『司馬氏書儀』に「喪葬令」として引用されており、天聖令に存在したと推測される。<sup>(補註2)</sup>

・ 陪葬(拾遺二)：『唐会要』に「令」として引用されており、唐令に存在したと推測される。

・ 營墓夫(拾遺一九)：養老令に対応条文があり、唐令に存在したと推測される。

さらに、宋20と唐3は、修訂済宋令と修訂前唐令がともに残されている事例かと疑われる。

唐3 (h) 諸五品以上薨卒及葬、応合吊祭者、所須布深衣幘、素三梁

六柱輿、皆官借之。(i) 其内外命婦應得函簿者、亦准此。

宋20 (j) 諸内外命婦應得函簿者、葬亦給之。(k) 官無函簿者、及庶

人容車、並以輶車為之。

両条を見ると、宋令で(h)を削除し、(i)を残して(j)とし、(k)を付け加えたように見える。しかしこうした事例は他にまだ確認できておらず、慎重に検討する必要がある。

おわりに

以上、復原唐令の条文排列を中心に、天聖令の公表を受けて気付いた点をまとめた。排列に関する私見は表2にまとめたものの、今回は唐令復原案を示すに至らなかった。印象としては、『唐令拾遺(補)』に代わるような復原案を示すことができるのはごく一部で、多くの条文に関しては宋令での修改を経ているため、唐令復原の参考資料とするに留まるであろう。

旧稿の唐令復原にいくつか誤りが存在することが明らかになったが、私見を補強する事実も確認された。それ以上に、天聖令によって新たに多くの喪葬令文が知られることとなり、唐喪葬令の全貌がようやく見えてきたことの意義は大きい。特に喪葬令は、令と礼との関係が問題とされてきた篇目でもあり、こうした点からも注目される史料と言えよう。

一方で、日本古代史研究の一手法としての日唐令比較という面から見れば、喪葬令に関しては、日本令は唐令をほぼそのまま引き写して作成されていることが明白となった。このことは、喪葬令や仮寧令といった礼制に関わる篇目独自の傾向なのかも知れないが、日唐令比較研究という手法自体の有効性についても、再考すべき時期にきているだろう。

〔註〕

(1) 仁井田陞『唐令拾遺』(東方文化学院東京研究所、一九三三年)、仁井

田陞著・池田温編集代表『唐令拾遺補』(東京大学出版会、一九九七年)。

以下、両書をあわせて『唐令拾遺(補)』と記す。

- (2) 戴建国「天一閣藏明抄本《官品令》考」(『宋代法制初探』黒龍江人民出版社、二〇〇〇年、初発表一九九九年)。
- (3) 『宋会要輯稿』刑法一—四。
- (4) 滋賀秀三「法典編纂の歴史」(『中国法制史論集—法典と刑罰』創文社、二〇〇三年)、一一一頁。黄正建「天一閣藏《天聖令》の發現與整理研究」(『唐研究』一一二、二〇〇六年)も参照。
- (5) 天一閣博物館・中国社会科学院歴史研究所天聖令整理課題組校証『天一閣藏明鈔本天聖令校証 附唐令復原研究』(中華書局、二〇〇六年)。
- (6) ここでの検討をもとに、呉麗嫻「從《天聖令》对唐令的修改看唐宋制度之變遷—《喪葬令》研讀筆記三篇」(『唐研究』一一二、二〇〇六年)を發表されている。
- (7) 註(2)戴論文参照。
- (8) 後掲註(10)稲田B論文、二八八頁。
- (9) 池田温「唐・日喪葬令の一考察—條文排列の相異を中心として—」(『法制史研究』四五、一九九六年)。
- (10) 稲田A「日本古代喪葬儀礼の特質—喪葬令からみた天皇と氏—」(『史学雑誌』一〇九—九、二〇〇〇年)、B「喪葬令と礼の受容」(池田温編『日中律令制の諸相』東方書店、二〇〇二年)、C「喪葬令皇都条の再検討」(『延喜式研究』一二二、二〇〇六年)。
- (11) 呉氏による復原唐令の本文自体は表に掲出しなかった(『天聖令校証』参照)。以下で行論上必要な条文についてのみ引用する。
- (12) 註(9)池田論文参照。
- (13) 以下の条文番号は、天聖令の宋令は「宋〇」、不行唐令は「唐〇」と表記し、『唐令拾遺(補)』の復旧唐令は「拾遺〇」(『唐令拾遺』の条文番号による)、養老令は「養〇」と表記する。また呉氏による復原唐令は「復原〇」と表記する。
- (14) 註(5)『天聖令校証』、六八〇—六八二頁。
- (15) 養老令の引用は、『日本思想大系 律令』(岩波書店、一九七六年)による。
- (16) 註(10)稲田A論文、第一章。
- (17) 註(10)稲田A論文、一〇頁。
- (18) 註(10)稲田A論文、一四—一五頁。
- (19) 註(9)池田論文参照。
- (20) 註(10)稲田A論文、二〇頁。
- (21) 註(5)『天聖令校証』、六八五—六八六頁。
- (22) 註(10)稲田A論文、第二章。
- (23) 註(6)呉論文においても、「從詔葬到勅葬」の一章を立てて検討されている。
- (24) 註(10)稲田A論文、一一—一二頁。
- (25) 註(10)稲田C論文。
- (26) 和田萃「東アジアの古代都城と葬地—喪葬令皇都条に関連して—」(『日本古代の儀礼と祭祀・信仰』上、塙書房、一九九五年。初発表一九七六年)。
- (27) 金子修一・江川式部・稲田奈津子・金子由紀「大唐元陵儀注試釈(一)」(『山梨大学教育人間科学部紀要』第三卷二号、二〇〇二年)。
- (補註1) 本稿校正中に、呉麗嫻氏の新稿「唐朝的《喪葬令》與唐五代喪葬法式」(『文史』八〇、二〇〇七年)に接した。このなかで呉氏は唐令復原案についての補考をおこなわれ、復原6の「並奏聞」の下に「遣使弔」を補うべきことを指摘されている(九一—九二頁)。本稿で論じたように呉氏の復原6自体には問題点が多いが、宋5に対応する唐令に「遣使弔」の語句が存在した可能性は十分に考えられよう。
- (補註2) 呉麗嫻「唐朝的《喪葬令》與唐五代喪葬法式」においても、『司馬氏書儀』および『唐会要』卷三八「葬」所載太極元年六月唐紹上疏により、唐令・宋令ともに明器に関する規定が存在したとして、復原条文案を提示されている(九二—九三頁)。
- (付記) 本稿は科学研究費補助金(若手研究B「東アジアにおける律令制儀礼の構造と展開」)による研究成果の一部である。

表3 天聖令・唐令拾遺(補)・養老令对照表

復原唐令	天聖令	唐令拾遺(補)	養老令
(1)	喪葬令卷第二十九(喪服年月附) 宋1 先代帝王陵、並不得耕牧樵採。	一(開七) 諸諸陵、皆置留守。領甲士、與陵令、相知巡警左右。兆域內、禁人無得葬埋。古墳則不毀。 二(開三)(開七) 諸功臣密戚、請陪陵葬者聽之。以文武分為左右而列。(墳高四丈以下三丈以上)若父祖陪陵、子孫從葬者亦如之。(若宮人陪葬、則陵戶為之成墳。)	喪葬令第廿六 凡志拾柴柴 養1 凡先皇陵、置陵戶令守。非陵戶令守者、十年一替。兆域內、不得葬埋及耕牧樵採。
(2)	宋2 先皇陵、去陵一里內不得葬埋。		
(3)	宋3 皇帝皇太后皇后皇太子為五服之內皇親奉哀、本服期者、三朝哭而止。大功者、其日朝晡哭而止。小功以下及皇帝為內命婦二品以上、百官職事二品以上喪、官一品喪、皇太后皇后為內命婦二品以上喪、皇太子為三師三少及宮臣三品以上喪、並一舉哀而止。(其舉哀皆素服。皇帝奉哀日、內教坊及太常並停音樂。)	三(開七)(開二五) 皇帝皇太后皇后皇太子為五服之親奉哀。本服期者、三朝哭而止。大功者、其日朝晡哭而止。小功以下及皇帝為內命婦二品以上者、百官職事二品以上及散官一品喪、皇太后皇后為內命婦三品以上喪、皇太子為三師三少及宮臣三品以上、並一舉哀而止。(其舉哀者皆素服。皇帝奉哀之日、內教及太常並停樂。)	
(4)	宋4 皇帝臨臣之喪、一品服錫衰、三品以上總衰、四品以下疑衰。皇太子臨吊三師三少則錫衰、宮臣四品以上總衰、五品以下疑衰。	四(開七) 皇帝臨臣之喪、一品服錫衰、三品以上總衰、四品以下疑衰。皇太子臨吊三師三少則錫衰、宮臣四品以上總衰、五品以下疑衰。	養2 凡天皇、為本服二等以上親喪、服錫紵。為三等以下及諸臣之喪、除帛衣外、通用雜色。
(5)	宋5 諸內外文武官遭祖父母父母喪、及以理去官或身喪者、並奏。百官在職薨卒者、當司分番會喪、同設一祭。其在京薨卒必勸葬者、鴻臚卿監護喪事、(卿闕則以它官攝。)司儀令示禮制。(今以太常禮院禮直官攝。)	六(開七) 諸詔喪大臣一品、則鴻臚卿護其喪事。二品則少卿、三品丞一人往、皆命司儀示以制。五品已上薨卒及三品已上有周已上親喪者、皆示其禮制。	養3 凡京官三位以上、遭祖父母父母及妻喪、四位遭父母喪、五位以上身喪、並奏聞、遣使弔。(殯斂之事、並從別式。) 養4 凡百官在職薨卒、當司分番會喪。親王及太政大臣、散一位、治部大輔監護喪事。左右大臣及散二位、治部少輔監護。三位、治部丞監護。三位以上及皇親、皆上部示禮制。(內親王、女王及內命婦亦准此。)
(7)	唐1 皇家諸親喪物、皇帝本服葬、準一品。本服大功、準二品。本服小功及皇太后本服葬、準三品。皇帝本服總麻、皇太后本服大功、皇后本服葬、皇太子妃父母、準正四品。皇帝本服祖免、皇太后本服小功、皇后本服大功、皇太子妃本服葬、準從四品。皇太后本服總麻、皇后本服小功、準正五品。皇后本服總麻、準從五品。若官爵高者、從高。無服之殤、並不給。其準一品給贈物者、並依職事品。		

[15]	[14]	[13]	[12]	[11]	[10]	[9]	[8]
<p>唐2 諸使人所在身喪、皆給殯斂調度、造輿、差夫遞送至家。其爵一品、職事及散官五品以上馬輿、餘皆驢輿。有水路廻給缸、其物並所在公給、仍申報所遣之司。</p>	<p>宋12 諸文武職事五品以上官致仕薨卒者、其吊祭贈物並依見任官例。其於任所致仕未還而薨卒者、仍量給手力、送還本貫。</p>	<p>宋11 諸五品以上薨卒及遭喪應合吊祭者、在京從本司奏。在外及無本司者、從所屬州府奏。</p>	<p>宋10 諸一品二品喪、勅備本品爾簿送殯者、以少牢贈祭於都城外、加璧、束帛深青三、纁二。</p>	<p>宋9 諸贈物及粟、皆出所在倉庫、得旨則給。</p>	<p>宋8 諸贈官者、贈物及供葬所須、並依贈官品給。若轉後得贈者、不合更給。</p>	<p>宋7 諸贈物兩應給者、從多給。</p>	<p>宋6 諸宗室、内外皇親、文武官薨卒、及家有親屬之喪、合賜贈物者、皆鴻臚寺具官名開奏、物數多少、聽旨隨給。</p>
<p>一〇乙(開二五) 諸從征及從行、使人所在身喪、皆給殯斂調度、遞送至家。</p>	<p>補二(開七) 凡以理去官、及散官三品已上、與見任職事同。其五品以上、減見任職事之半。致仕者同見任。</p>		<p>五(開七) (開二五) 諸京官職事三品已上、散官二品已上、遭祖父母喪、京官四品及都督刺史、並内外職事、若散官、以理去官、五品已上、在京薨卒、及五品之官、身死王事者、將葬、皆祭以少牢。司儀率齋郎、執俎豆以往。三品已上贈以束帛、一品加乘馬。既引、又遣使贈於郭門之外、皆以束帛、一品加璧。</p>	<p>補一(開二五) 諸贈物及粟、皆出所在倉庫。服終則不給。</p>		<p>九(開七) (開二五) 諸贈物兩合給者、從多給。</p>	<p>八(開七) (開二五) 諸職事官薨卒、文武一品贈物二百段、粟二百石。二品物一百五十段、粟一百五十石。三品物百段、粟百石。正四品物七十段、粟七十石。從四品物六十段、粟六十石。正五品物五十段、粟五十石。從五品物四十段、粟四十石。正六品物三十段。從六品物二十六段。正七品物二十二段。從七品物十八段。正八品物十六段。從八品物十四段。正九品物十二段。從九品物十段。(行守者從高) 王及二王後、若散官、及以理去官三品以上、全給。五品以上給半。若身沒王事、並依職事品給。其別勅賜物者、不在折限。</p> <p>補三(開七) 其百官薨卒、喪事及葬、應以官供者、皆所司及本屬、上于尚書省。尚書省乃下寺。寺下司儀。司儀準品而料、上於寺。</p>
<p>養7 凡官人從征從行、及使人所在身喪、皆給殯斂調度。</p>						<p>養6 凡贈物兩合給者、從多給。</p>	<p>養5 凡職事官薨卒、贈物、正從一位、純卅疋、布一百廿疋、鐵十連。正從二位、純廿五疋、布一百疋、鐵八連。正從三位、純廿二疋、布八十八疋、鐵六連。正四位、純十六疋、布六十四疋、鐵三連。從四位、純十四疋、布五十六疋、鐵三連。正五位、純十一疋、布四十四疋、鐵二連。從五位、純十疋、布四十疋、鐵二連。六位、純四疋、布十六疋。七位、純三疋、布十二疋。八位、純二疋、布八疋。初位、純一疋、布四疋。皆依本位給。其散位三位以上、三分給二。五位以上給半。太政大臣、純五十疋、布二百疋、鐵十五連。親王及左右大臣、准一位。大納言准二位。若身死王事、皆依職事例。其別勅賜物者、不拘此令。其無位皇親、准從五位、三分給二。(女亦准此) 減數不等、從多給。</p>

[24]	[23]	[22]	[21]	[20]	[19]	[18]	[17]	[16]	
<p>唐3 諸五品以上薨卒及葬、応合吊祭者、所須布深衣幘、素三梁六柱輿、皆官借之。其内外命婦應得鹵簿者、亦准此。</p> <p>宋20 諸内外命婦應得鹵簿者、葬亦給之。〔官無鹵簿者、及庶人容車、並以輿車為之。〕</p>			<p>宋18 諸四品以上用方相、七品以上用魃頭。〔方相四目、魃頭兩目、並深青衣朱裳、執戈揚盾、載於車。〕</p>	<p>宋19 諸職、五品以上、其竿長九尺。以下、五尺以上。</p>	<p>宋17 諸引披鐸嬰挽歌、三品以上四引四披六鐸、〔有挽歌者、鐸依歌人數。以下准此。〕六嬰、挽歌六行三十六人。四品二引二披四鐸四嬰、挽歌四行十六人。五品六品〔謂升朝者、皆准此。〕挽歌八人。七品八品〔謂非升朝者。〕挽歌六人。九品挽歌四人。〔檢校試官同真品。〕其持引披者、皆布幘布深衣、挽歌者、白練幘白練袴衣、並鞋襪、執鐸絳。</p>	<p>宋16 諸輜車、三品以上油幘、朱絲絡網、施襪、兩廂画籠、幘竿諸末垂六旒蘇。七品以上油幘、施襪、兩廂画雲氣、垂四旒蘇。九品以上無旒蘇。〔男子幘襪旒蘇皆用素、婦人皆用綵。〕庶人驚甲車、無幘襪画飾。</p>	<p>宋15 諸銘旌、三品以上長九尺、五品以上長八尺、六品以下長七尺、皆書某官封姓名之柩。</p>	<p>宋14 諸重、一品挂高六、五品以上四、六品以下二。</p>	<p>宋13 諸官人以理去官身喪者、聽斂以本官之服。無官者、斂以時服。婦人有官品者、亦以其服斂。〔應珮者、皆以鐵代玉。〕</p>
<p>一六〔開七〕〔開二五〕諸五品已上薨卒及葬、合用祭者、應須布深衣幘素、三梁六柱輿、皆官借之。其内外命婦應得鹵簿者、亦如之。</p>	<p>一四〔開七〕其方相四目、五品已上用之。魃頭兩目、七品已上用之。並玄衣朱裳、執戈楯、載於車。</p> <p>一四〔開七〕其方相四目、五品已上用之。魃頭兩目、七品已上用之。並玄衣朱裳、執戈楯、載於車。</p>	<p>一四〔開七〕其方相四目、五品已上用之。魃頭兩目、七品已上用之。並玄衣朱裳、執戈楯、載於車。</p>	<p>一四〔開七〕其方相四目、五品已上用之。魃頭兩目、七品已上用之。並玄衣朱裳、執戈楯、載於車。</p>	<p>一四〔開七〕三品已上四引四披六鐸六嬰、挽歌六行三十六人。有挽歌者、鐸依歌人數、已下准此。五品已上二引二披四鐸四嬰、挽歌四行十六人。九品已上二鐸二嬰。其執引披者、皆布幘布深衣。挽歌者、白練幘白袴衣、皆執鐸披。</p>	<p>一三〔開七〕〔開二五〕諸輜車、三品已上油幘、朱絲絡網、施襪、兩廂画籠、幘竿諸末垂六旒蘇。七品已上油幘、施襪、兩廂画雲氣、四旒蘇。八品已下無旒蘇。男子幘、襪、旒蘇、皆用素。婦人皆用綵。庶人驚甲車、無幘、襪、画飾。</p>	<p>一二〔開七〕〔開二五〕諸銘旌、三品已上長九尺、五品已上長八尺、六品已下長七尺。皆書云某官封姓名之柩。</p>	<p>一一〔開七〕諸重、一品縣高六、五品以上四、六品已下二。</p>	<p>七〔開七〕〔開二五〕諸百官以理去職、而薨卒者、聽斂以本官之服。無官者、介幘單衣。婦人有官品者、亦以其服斂。〔應珮者、皆用鐵代玉。〕</p>	
<p>養8 凡親王一品、方相輜車各一具、鼓一百面、大角五十口、小角一百口、幡四百竿、金鉦鑊鼓各三面、楯七枚、笄喪三日。二品、鼓八十面、大角四十口、小角八十口、幡三百五十竿。三品四品、鼓六十面、大角卅口、小角六十口、幡三百竿。其輜車鑊鼓楯鉦及笄喪日、並准。品。諸臣一位及左右大臣、皆准二品。二位及大納言、准三品。唯除楯車。三位、輜一具、鼓四十面、大角廿口、小角四十口、幡二百竿、金鉦鑊鼓各二面、笄喪一日。太政大臣、方相輜車各一具、鼓一百四十面、大角七十口、小角一百四十口、幡五百竿、金鉦鑊鼓各四面、楯九枚、笄喪五日。以外葬具及遊部、並從別式。五位以上及親王、並借輜具及帷帳。若欲私備者聽。〔女亦准此。〕</p>									

[36]	[35]	[34]	[33]	[32]	[31]	[30]	[29]	[28]	[27]	[26]	[25]
宋29 諸職事官三品以上、暑月薨者、給水。	宋28 諸三年及葬喪不數閏、大功以下數之。以閏月亡者、祥及忌日、皆以閏所附之月為正。	宋27 諸身喪戶絕者、所有部曲客女奴婢店宅資財、令近親（親依本服、不以出降。）輕易貨売、將營葬事及量營功德之外、餘財並與女。（戶雖同、資財先別者、亦准此。）無女均入以次近親。無親戚者、官為檢校。若亡人在日、自有遺囑處分、證驗分明者、不用此令。即別勅有制者、從別勅。	宋26 諸碑碣、（其文皆須實錄、不得蓋有褒飾。）五品以上立碑、螭首龜趺、跌上高不得過九尺。七品以上立碑、圭首方趺、跌上高四尺。若隱淪道素、孝義著聞者、雖無官品、亦得立碑。其石獸、三品以上六、五品以上四。		宋25 諸墓域門及四隅、三品以上築闕、五品以上立土墩、餘皆封塋而已。	宋24 諸墓田、一品方九十步、墳高一丈八尺。二品方八十步、墳高一丈六尺。三品方七十步、墳高一丈四尺。四品方六十步、墳高一丈二尺。五品方五十步、墳高一丈。六品以下並方二十步、墳高不得過八尺。其葬地欲博買者、聽之。	唐5 諸庶人以上在城有宅、將屍柩入者、皆聽之。	唐4 諸去京城七里內、不得葬埋。	宋23 諸庶宗室、皇親及臣僚等勅葬者、所須及賜人徒、並從官給。	宋22 諸諡、王公及職事官三品以上、錄行狀申省、考功勘校、下太常禮院擬諡、申省、議定奏聞。（贈官亦准此。）無爵者祔子。若蘊德丘園、声実明著、雖無官爵、亦奏錫諡曰先生。	宋21 諸葬、不得以石為棺槨及石室。其棺槨皆不得雕鏤彩画、施方牖欄檻、棺內又不得有金宝玉珠。
者、給水。	二二（開二五）諸職事官三品以上、散官二品以上、暑月薨者、給水。	二一（開二五）諸身喪戶絕者、所有部曲客女奴婢店宅資財、並令近親（親依本服、不以出降。）輕易貨売、將營葬事、及量營功德之外、餘財並與女。（戶雖同、資財先別者、亦准此。）無女均入以次近親。無親戚者、官為檢校。若亡人存日、自有遺囑處分、證驗分明者、不用此令。	諸贈官、得同正官之制。	二〇（開七）（開二五）諸碑碣、其文須實錄、不得蓋有褒飾。五品以上立碑、螭首龜趺、跌上高不得過九尺。七品以上立碑、圭首方趺、跌上高四尺。若隱淪道素、孝義著聞、雖不仕亦立碑。石人石獸之類、三品以上六、五品以上四。	一九（開七）諸職事官五品已上葬者、皆給營墓夫。（一品百人、每品以二十人為差。五品二十人。皆役功十日。）	一八（開七）（開二五）其域及四隅、四品以上築闕、五品以上立土墩。餘皆封塋而已。	（附錄）（隋開皇倉）在京師葬者、去城七里外。			一七（開七）（開二五）諸葬、不得以石為棺槨及石室。其棺槨皆不得雕鏤彩画、施戶牖欄檻。棺內又不得有金宝玉珠。	
養14 凡親王及三位以上、暑月薨者、給水。		養13 凡身喪戶絕無親者、所有家人奴婢及宅資、四隣五保共為檢校、財物營盡功德。其家人奴婢者、放為良人。若亡人存日處分、證驗分明者、不用此令。	養12 凡墓皆立碑、記具官姓名之墓。	養11 凡皇親及五位以上喪者、並臨時量給送葬夫。		養10 凡三位以上及別祖氏宗、並得營墓。以外不合。雖得營墓、若欲大藏者聽。		養9 凡皇都及道路側近、並不得葬埋。			

非喪葬令		補四〔開七〕凡德政碑及生祠、皆取政績可稱、州為申省、省司勘覆定、奏聞乃立。	養16 凡喪葬不能備礼者、貴得同賤、々不得同貴。 養17 凡服紀者、為君、父母及夫、本主、一年。祖父母、養父母、五月。曾祖父母、外祖父母、伯叔姑、妻、兄弟姊妹、夫之父母、嫡子、三月。高祖父母、舅姨、嫡母、繼母、繼父同居、異父兄弟姊妹、衆子、嫡孫、一月。衆孫、從父兄弟姊妹、兄弟子、七日。
〔附〕	(省略)		
〔40〕	宋33 諸喪葬不能備礼者、貴得同賤。賤雖富、不得同貴。	二四〔開二五〕諸喪葬、不得備礼者、貴得同賤。賤不得同貴。	
〔39〕	宋32 諸官人薨卒、応合吊祭者、詔聘官亦同。		
〔38〕	宋31 諸百官身亡者、三品以上稱薨、五品以上稱卒、六品以下達於庶人称死。〔今三品者、惟尚書節度以上則稱薨。〕	二三〔唐〕諸百官身亡者、三品以上稱薨、五品以上稱卒、六品以下達庶人称死。	養15 凡百官身亡者、親王及三位以上稱薨、五位以上及皇親稱卒、六位以下達於庶人称死。
〔37〕	宋30 諸在任官身喪、聽於公廨内棺斂、不得在厅事。其屍柩家屬並給公人送還。其川峽、広南、福建等路死於任者、其家資物色官為檢録、選本処人員護送還家。官賜錢十千、仍拋口給倉券、到日停支。〔以理解替後身亡者、亦同。〕		

註1 「復原唐令」欄の○は、稲田の排列案による条文番号であり、唐令本文の復原案は未作成である。  
 註2 「天聖令」欄の「宋○」は天聖令本文の、「唐○」は不行唐令の条文番号であり、本文の引用は基本的に『天聖令校証』清本による。  
 註3 「唐令拾遺(補)」欄の漢数字は、『唐令拾遺』による復旧唐令の条文番号であり、本文の引用は『唐令拾遺』『唐令拾遺補』による。  
 註4 「養老令」欄の「養○」は、『日本思想大系 律令』による養老令の条文番号であり、本文の引用も同書による。